**平成２５年（フ）第９号**
大分県速見郡日出町大字藤原2233番地１　ハイツいずみ206
債務者　福岡千賀子
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

**平成２５年（フ）第１７３号**
熊本市南区川尻１丁目７番９号　川尻アパートＣ３号
債務者　村上　　正
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第６７号**
鹿児島県鹿児島市伊敷８丁目３番３号
債務者　末吉　晴喜
１　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２５年（フ）第６８号**
鹿児島県鹿児島市吉野町2769番地６
債務者　有木園しげ子
１　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２５年（フ）第７３号**
鹿児島県鹿児島市南栄５丁目10番地３　ルミエールハイツ901号
債務者　篠原　浩一
１　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２５年（フ）第７４号**
鹿児島県鹿児島市西伊敷７丁目34番７号
債務者　若松　拓郎
１　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２５年（フ）第５４号**
青森県上北郡東北町字柳沢55番地37
債務者　北田　理恩
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第１９号**
青森県五所川原市金木町芦野365番地708
債務者　中谷千恵子
１　決定年月日時　平成25年４月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２５年（フ）第２２号**
青森県つがる市森田町上相野明石63番地１
債務者　奈良由美子
１　決定年月日時　平成25年４月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２５年（フ）第１８１号**
愛知県春日井市柏原町４丁目108番地　柏原農住団地Ｃ棟203号、従前の住所名古屋市守山区小六町14番10号　サンハイツいずみ402号
債務者　芳井　崇夫
１　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第４０４７号**
東京都中野区本町４丁目13―19　ハイム塩沢第２―201
債務者　森　　啓次
１　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第４０４８号**
東京都渋谷区東２丁目19―11
債務者　新澤　幸恵
１　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第４０７６号**
東京都豊島区長崎２丁目３―21
債務者　南　　勝也
１　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第４０９７号**
東京都文京区本郷２丁目23―９　木村ビル
債務者　坂本よし子
１　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第４０９８号**
東京都江戸川区西葛西７丁目21―20　第１恩田コーポ102
債務者　大河原美富士
１　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第４１０４号**
東京都練馬区上石神井１丁目32―33―105
債務者　後藤　幸治
１　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第４１１９号**
東京都板橋区双葉町34―13―103
債務者　渡邊　孝子
１　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部